

鯨川村有財産活用民間提案制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間活力により効果的な活用が期待される村有財産を利用する事業者(以下「利用事業者」という。)を選定しようとする場合の事務取扱に関し、鯨川村財務規則(昭和58年規則第14号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間提案制度 村有財産の活用を利用事業者を特定する場合において、一定の条件を満たす提案者を公募し、提出された提案の審査及び評価を行い、村有財産の活用に適した提案者を特定し、使用許可又は売買契約、貸借契約等の随意契約を行うことをいう。
- (2) 提案 対象とする村有財産の利用主体、利用方針、利用計画案等に関する事項をいう。
- (3) 提案者 民間提案制度に参加資格があると村長が認める者で、提案の提出を行う者をいう。

(対象村有財産)

第3条 民間提案制度の対象となる村有財産は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第238条に規定する公有財産であり、民間活力により効果的な活用が期待できるものとして、村長が別に定めるものとする。ただし、村有財産のうち、行政財産については、その利用が法第238条の4第7項の規定に適合するものでなければならない。

(実施の決定)

第4条 民間提案制度を実施しようとする村有財産があるときは、当該村有財産又は利用事業者の選定を所管する鯨川村行政組織規則(平成13年規則第8号)又は鯨川村教育委員会事務局組織規則(平成13年教育委員会規則第4号)別表(以下「別表」という。)に定める課の長等(以下「課長等」という。)が、村長の決裁を受け、民間提案制度の実施を決定するものとする。

(実施の公表)

第5条 村長は、民間提案制度により村有財産の使用許可、売却、貸付等を実施しようとするときは、民間提案制度の実施に関し必要な事項を村ホームページの掲載その他適宜の方法により公表するものとする。この場合において、掲載する事項については、村長が別に定めるものとする。

(募集期間)

第6条 第3条に規定する村有財産に係る提案は、募集期間において受け付けるものとする。

(参加表明手続)

第7条 民間提案制度により提案の提出をしようとする者は、事前相談申込書(様式第1号)により対象物件の確認を行うものとする。

(審査会)

第8条 村長は、前条第1項の規定により提案書の提出があったときは、当該提案に係る審査を行うものとする。

2 審査会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。

- (1) 第7条第1項の規定により提案書を提出した者(以下「提出者」という。)の参加資格の確認
- (2) 提案の審査及び評価

3 審査は、委員5人以内をもって審議する。

4 委員は、当該村有財産又は利用事業者の選定を所管し、又は関連する課等の職員の中から村長

が選任する。

- 5 審査会に会長を置き、副村長を会長とする。
- 6 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長が指名する委員が副会長となり、その職務を代理する。
- 7 会長及び委員の任期は、任命の日から当該村有財産の使用許可、売却、貸付等に係る契約締結の日までとする。
- 8 会長は、審査会が終了したときは、その結果を速やかに村長に報告しなければならない。
- 9 審査会の庶務は、第4条に規定する課等において処理する。

(会議)

第9条 審査会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴き、その他必要な協力を求めることができる。

(参加資格の確認)

第10条 村長は、提出者について審査会に諮り、第5条の規定により公表された条件を満たす提案者(以下「提案資格者」という。)であるか確認するものとする。

- 2 村長は、前項の確認の結果を鮫川村有財産活用民間提案制度参加資格確認結果通知書(様式第2号)により、提出者に通知するものとする。
- 3 前項の規定により参加資格を有すると認められた提案資格者は、鮫川村有財産活用民間提案制度提案書(様式第3号。以下「提案書」という。)及び提案に係る誓約書(様式第4号)並びに提案団体調査(様式第5号)に、第5条の規定により公表された必要書類を添えて村長に提出するものとする。

(提案者の特定)

第11条 村長は、提案書の提出があったときは、審査会に諮り、当該提案により当該村有財産の効果的な活用が期待されると認めるときは、村有財産の活用に適した提案者として特定するものとする。

- 2 審査会は、提案について、別に定める評価基準に基づき審査及び評価を行い、その結果を村長に報告するものとする。
- 3 村長は、鮫川村有財産活用民間提案制度審査結果通知書(様式第6号)により、第1項の規定により特定した提案者(以下「特定者」という。)及び特定しなかった提案者に通知するものとする。

(特定者との契約締結)

第12条 第4条の規定により村長の決裁を受けた課長等は、特定者と当該村有財産の使用許可、売却、貸付等に係る契約締結の協議を行うものとする。

- 2 前項の場合において、特定者の提案内容の変更は、原則として認めない。ただし、特に村長が必要と認める場合は、この限りでない。
- 3 村長は、第1項の協議の結果、特定者が提案を実施できないと認めるときは、契約締結をしないものとする。この場合において、村長は、鮫川村有財産活用民間提案制度特定取消通知書(様式第7号)により、当該特定者に通知しなければならない。

(参加資格の喪失等)

第 13 条 第 10 条第 2 項の規定により、参加資格を有することについて通知を受けた者が、提案申出書、提案書等に虚偽の記載をしたときその他不正の行為があったことが判明したときは、当該資格を失い、契約が締結されているときは、当該契約を無効とする。

2 前項の場合において、村長は、鯨川村有財産活用民間提案制度参加取消通知書(様式第 8 号)により通知しなければならない。

3 前項に規定する通知を受けた者は、当該通知があった日から 6 月間は事前相談申込~~参加意向申出~~及び提案を行うことができない。

(特定結果の公表)

第 14 条 村長は、特定者について、村ホームページへの掲載により公表するものとする。

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、民間提案制度の実施に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 10 月 9 日から施行する。